（勘定科目に関する経過措置）

第三条　新省令別表第一の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る連結財務諸表及び四半期連結財務諸表については、なお従前の例による。

（財務報告書に関する経過措置）

第四条　第一条の規定による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令別記第三十二号様式の規定は、令和六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務報告書について適用する。

２　新省令別記第三十二号様式の規定は、令和七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る財務報告書については、なお従前の例による。

（四半期報告書に関する経過措置）

第五条　第二条の規定（特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令別記第三十五号様式の改正規定（「経営上の重要な契約等」を「重要な契約等」に改める部分を除く。）に限る。）による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令別記第三十五号様式の規定は、令和六年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

２　第二条の規定（特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令別記第三十五号様式の改正規定（「経営上の重要な契約等」を「重要な契約等」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令別記第三十五号様式の規定は、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

○国土交通省令第二十九号

鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二十条第一項（軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、鉄道事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

鉄道事業会計規則の一部を改正する省令

鉄道事業会計規則（昭和六十二年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第１（第５条関係）	別表第１（第５条関係）
勘定科目表	勘定科目表
資産	資産
（略）	（略）
負債	負債
（略）	（略）
純資産	純資産
（略）	（略）
収益	収益
（略）	（略）
費用	費用
（略）	（略）
備考	備考
各事業又は各部門に関連する営業費の配賦基準	各事業又は各部門に関連する営業費の配賦基準
１　鉄道事業（軌道事業を除く。）と併せて軌道事業を営む場合には、軌道事業営業費については鉄道事業営業費と同様に分類する。	１　鉄道事業（軌道事業を除く。）と併せて軌道事業を営む場合には、軌道事業営業費用については鉄道事業営業費用と同様に分類する。
２　（略）	２　（略）